

歯科診療所の引継ぎ の実際

歯科会計の橋本会計
公認会計士・税理士 橋本 守

1 はじめに

歯科診療所の開設はほぼ毎年2,000件台で推移していますが、歯科医師の年齢構成をみると現在50歳代の先生は約26%、歯科医師全体では約35%と高い比率を占めています(表1)。

また、一人医師医療法人(主に診療所型の医療法人)の開設状況を見ると平成2年の開設が突出しています。

以上から総合的に考えると、ここ10年の間で個人診療所、医療法人診療所の歯科医師の先生方の引退がかなりの数で発生することが予想されます。

2 歯科診療所廃止の方法

(1) 個人診療所の場合

個人診療所の場合は、保健所等への廃止届出により診療所の廃止となります。そのうえで診療所の賃貸契約の廃止、従業員の退職処理、事業資産の処分等により事業自体の廃止手続きが完了します。

個人事業時代の資金等の蓄積は個人財産となりますから、相続が発生した場合には相続税の対象となります。

(2) 医療法人の場合

医療法人の場合は、医療法人を設

立したときと同様に定款変更が必要となるため、都道府県への認可申請、認可を経て医療法人の解散が可能となります。個人と比べるとその分時間を要します。

その後は個人と同様に医療法人財産の整理をし、役員への退職金の支給、出資金への配当、払戻により法人として解散となり消滅します。

医療法人の解散により個人が得た役員退職金、出資金払戻財産等は個人財産となり相続が発生した場合には相続税の対象となってきます。

以上が通常の診療所廃止の方法ですが、歯科診療所を継続して引継ぐ歯科医師がいれば親族外であっても引継ぐ方法はあります。

表2 収入計画 単位：千円

経過月	一日外来	診療単価	診療日数	保険収入	窓口収入	社保源泉税	振込収入	自由診療	収入合計
1	7	600	23	966	193	57	716	0	966
2	8	600	23	1,104	221	68	815	0	1,104
3	10	600	23	1,380	276	90	1,014	0	1,380
4	12	600	23	1,656	331	112	1,212	0	1,656
5	13	600	23	1,794	359	124	1,312	0	1,794
6	15	600	23	2,070	414	146	1,510	0	2,070
7	16	600	23	2,208	442	157	1,610	0	2,208
8	18	600	23	2,484	497	179	1,808	0	2,484
9	20	600	23	2,760	552	201	2,007	0	2,760
10	22	600	23	3,036	607	223	2,206	0	3,036
11	23	600	23	3,174	635	234	2,305	0	3,174
12	25	600	23	3,450	690	256	2,504	0	3,450
年合計			23	26,082	5,216	1,847	19,019	0	26,082

基盤（地域における患者）を後継者に相続外で引継いだことになります。

一方、第三者が診療所を引継ぐ場合には、診療所の規模等によりのれん代を認識して売買価額に算入することが通例です。

大病院のM&Aにみられるようにその価額算定方法として、その病院の収益面から算定する方法（収益還元法、DCF法）や財産面から算定する方法（簿価純資産法、時価純資産法）等がありますが、診療所引継の価額計算においては、一定の計算方法が確立されていません。

そこで、引継ぐ診療所の設備、診療材料、患者数等に応じたのれん代の合計額を売買対象として取引がな